

児童福祉法等の一部を改正する法律要綱

第一 児童福祉法の一部改正

一 児童の福祉を保障するための原理に関する事項

1 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有することを規定すること。（第一条関係）

2 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めるものとする。（第二条第一項関係）

3 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負うものとする。こと。（第二条第二項関係）

二 国及び地方公共団体の責務に関する事項

1 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を

支援するものとする。ただし、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。 (第三条の二関係)

2 市町村 (特別区を含む。以下同じ。) は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、児童福祉法に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うものとする。 (第三条の三第一項関係)

3 都道府県は、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術 (以下「知識等」という。) 並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、児童福祉法に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行うものとする。 (第三条の三第二項関係)

4 国は、市町村及び都道府県が行う児童福祉法に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及

び情報の提供その他の必要な各般の措置を講ずるものとする。 (第三条の三第三項関係)

三 市町村の業務等に関する事項

1 市町村の業務として、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うことを規定すること。 (第十条第一項第四号関係)

2 市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならないものとする。 (第十条の二関係)

3 都道府県の業務として、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務及び家庭その他につき専門的な知識等を必要とする支援を行うことを規定すること。 (第十一条第一項第三号関係)

4 児童相談所長は、通告等を受けた児童若しくはその保護者を通わせ、若しくはその住所等において、児童福祉司等に指導させ、又は市町村等に委託して指導させることができるものとする。 (第二

二十六条第一項第二号関係)

5 児童相談所長は、通告を受けた児童等のうち、児童及び妊産婦の福祉に関し、専門的な知識等を要しない支援を行うことを要すると認める者 (施設入所等の措置を要すると認める者を除く。) を市町

村に送致するものとする。 (第二十六条第一項第三号関係)

6 児童相談所長は、通告を受けた児童等のうち、市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業等の実施が適当であると認める者をその事業の実施に係る市町村の長に通知するものとする。 (第二十六条第一項第八号関係)

二十六条第一項第八号関係)

四 要保護児童対策調整機関に関する事項

1 市町村の設置した協議会に係る要保護児童対策調整機関は、専門的な知識等に基づき事務を適切に行うことができる者を置くものとする。 (第二十五条の二第六項関係)

2 1の者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならないものとする。 (第二十五条の二第八項関係)

五 児童相談所の体制の強化に関する事項

1 都道府県は、児童相談所における弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。 (第十二条第三項関係)

2 心理に関する専門的な知識等を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師であつて精神保健

に関して学識経験を有する者又は大学において心理学を専修する学科等の課程を修めて卒業した者等が含まなければならないものとする。 (第十二条の三第六項第一号関係)

3 児童の健康及び心理の発達に関する専門的な知識等を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師又は保健師が含まなければならないものとする。 (第十二条の三第六項第二号関係)

4 児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。 (第十三条第二項関係)

5 社会福祉主事として二年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉司として任用するときは、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した者でなければならないものとする。 (第十三条第三項第五号関係)

6 他の児童福祉司が職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上勤務した者であるものとし、その数は政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。 (第十三条第五項及び第六項関係)

7 児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならないものとする。

。 (第十三条第八項関係)

8 政令で定める特別区は児童相談所を設置するものとする。 (第五十九条の四第一項関係)

六 里親委託及び養子縁組の推進に関する事項

1 養子縁組里親について、都道府県知事が行う研修を修了し養子縁組によって養親となること等を希望する者のうち養子縁組里親名簿に登録されたものとする。 (第六条の四第二号関係)

2 里親の普及啓発から里親の選定及び里親と児童との間の調整並びに児童の養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援を都道府県の業務として位置づけるものとする。 (第十一条第一項第二号へ関係)

3 児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、援助を行うことを都道府県の業務として位置づけるものとする。 (第十一条第一項第二号ト関係)

4 養子縁組里親名簿の作成、養子縁組里親の欠格要件等について規定すること。 (第三十四条の十九から第三十四条の二十一まで関係)

七 児童自立生活援助等の対象者の範囲に関する事項

1 大学の学生等であつて満二十歳に達した日から満二十二歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満二十歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていたものに限る。）を児童自立生活援助の対象とするものとする。 （第六条の三第一項関係）

2 児童以外の満二十歳に満たない者のうち、施設入所等の措置が引き続き採られているもの又は4により一時保護が引き続き行われているもの等を要保護児童対策地域協議会において支援の内容を協議する対象とするものとする。 （第二十五条の二第一項及び第二項関係）

3 都道府県は、児童以外の満二十歳に満たない者のうち、4により一時保護が引き続き行われているもの等について、施設入所等の措置を採ることができるものとする。 （第三十一条第四項関係）

4 児童相談所長等は、一時保護が行われた児童について、満二十歳に達するまでの間、引き続き一時保護を行うことができるものとする。 （第三十三条第六項及び第七項関係）

5 児童相談所長等は、児童以外の満二十歳に満たない者のうち、施設入所等の措置が引き続き採られているもの等について、一時保護を行うことができるものとする。 （第三十三条第八項及び第九

項関係）

八 児童福祉審議会に関する事項

1 児童福祉審議会は、関係者に対し、必要な報告等を求め、その意見を聴くことができるものとする。こと。（第八条第六項関係）

2 児童福祉審議会の委員の要件に、児童福祉審議会の権限に属する事項に関し公平な判断をすることができる者であることを追加すること。（第九条関係）

九 その他に関する事項

1 児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならないものとする。こと。（第二十一条の十の五関係）

2 一時保護は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の状況を把握するために行うものであることを規定すること。（第三十三条関係）

3 国は、要保護児童の健全な育成に資する調査及び研究を推進するものとする。こと。（第三十三条の

九の二関係）

4 情緒障害児短期治療施設の対象を、環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童とし、その目的を社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行うものとするとともに、その名称を児童心理治療施設とすること。（第四十三条の二関係）

5 乳児院等の長及び里親等は、施設に入所し、又は里親等に委託された児童及びその保護者に対して、関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援等を行うものとする。 （第四十八条の三関係）

6 都道府県又は市町村の長は、施設入所等の措置等に係る徴収金の収納の事務について、私人に委託することができるものとする。 （第五十六条第三項関係）

7 その他所要の改正を行うこと。

第二 売春防止法の一部改正

一 婦人相談員を非常勤とする規定を削除すること。（第三十五条第四項関係）

二 婦人相談所長が、要保護女子であつて配偶者のない女子等である者及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、都道府県知事等に報告し、

又は通知するものとする。 (第三十六条の二関係)

第三 母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正

一 母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない関係機関に婦人相談員を追加すること。 (第三条の二第一項関係)

二 母子・父子自立支援員について、非常勤を原則とする旨の規定を削除すること。 (第八条第三項関係)

第四 母子保健法の一部改正

一 国及び地方公共団体は、母子保健に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するものとする。 (第五条第二項関係)

二 母子健康センターが行う事業に、母子保健に関する支援に必要な実情の把握及び関係機関との連絡調整を行うこと等を追加し、その名称を母子健康包括支援センターに変更すること。 (第二十二條関係)

第五 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正

一 都道府県知事が児童の福祉に関する事務に従事する職員に児童虐待が行われている疑いのある児童の

住所等に臨検させ、又は当該児童を捜索させる際に、当該児童の保護者が再出頭の求めに応じないことを要件としないものとする。 (第九条の三関係)

二 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について採られた施設入所等の措置等を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進等を支援するために必要な助言を行うこと及び当該助言に係る事務を民間に委託することができるものとする。 (第十三条関係)

三 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について採られた施設入所等の措置等を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、必要な支援を行うものとする。
(第十三条の二関係)

四 児童の医療、福祉又は教育に係る機関及び関連する職務に従事する者は、市町村長等から児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができるものとする。 (第十三条の四関係)

五 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒

してはならないことを規定すること。（第十四条関係）

六 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置等が採られた場合において、施設の長が面会等の制限等を行うことができる当該児童虐待を行った保護者の範囲を拡大する等の措置を講ずるものとすること。（第十六条関係）

七 その他所要の改正を行うこと。

第六 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十九年四月一日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行すること。（附則第一条関係）

(一) 第一の一、二、三（二、五及び六を除く。）及び九（二及び三に限る。）、第三の一、第四の一並びに第五の五 公布の日

(二) 第一の五（五、七及び八を除く。）、八及び九（一及び五に限る。）並びに第二の二、第五の一から四まで 平成二十八年十月一日

二 検討規定等

1 政府は、この法律の施行後速やかに、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則

第二条第一項関係)

2 政府は、この法律の施行後速やかに、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第二条第二項関係)

3 政府は、この法律の施行後二年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第二条第三項関係)

4 政府は、1から3までのほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第二条第四項関係)

5 政府は、この法律の施行後五年を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができ、きるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。 (附則第三条関係)

6 その他、この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。